

職員の懲戒処分について

令和7年7月10日

大治町総務部総務課

大治町は、地方公務員法及び大治町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の規定に基づき、令和7年7月1日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

記

1. 処分事案の事実の内容

国への交付金の報告誤り

2. 処分事案の概要

国の経済対策として令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円、こども1人当たり5万円を支給する事業を実施いたしました。本事業の給付金に係る費用については、全額国が負担（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）。以下「交付金」という。）することになっています。

本件は、実施計画の提出により交付申請するものですが、実施計画の件数を誤って報告し、交付金660万円を受けることができなかったものです。

この行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反するものであります。よって地方公務員法第29条第1項第2号の規定により懲戒処分を行いました。

3. 経緯及び原因について

（1）交付金の申請は、愛知県への実施計画の提出により行われます。

提出日・内容

令和7年1月20日

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 実績件数475件（正しくは540件）

こども加算 実績件数664件（正しくは666件）

（2）令和7年5月

交付金の実績報告書類の作成時、支出と収入に650万円の差額があることに気づき原因を調査したところ、実施計画の件数については、本来、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯の件数を報告するところ、令和6年度住民税非課税化世帯・均等割のみ課税化世帯に対する給付金の対象世帯数の件数と誤認し報告していたことが判明しました。

既に追加交付申請は不可能であり、540件と475件の差65件分の交付金650万円（65件×10万円）の追加交付を受けることができなかったものです。

（3）令和7年6月

引き続き、交付金の実績報告書類の作成時、さらに、支出と収入に10万円の差額があることに気づき原因を調査したところ、実施計画のこども加算については、家計急変世帯のこども2人分は今回の報告の対象外と誤認していたため、666件を664件で報告していたことが判明。

既に追加交付申請は不可能であり、666件と664件の差2件分の交付金10万円（2件×5万円）の追加交付を受けることができなかったものです。

4. 被処分者及び処分内容

総務部 部長級	（50歳代）	懲戒処分 減給 1/10	1か月
元総務部 課長級	（50歳代）	懲戒処分 減給 1/10	1か月
福祉部 部長級	（50歳代）	懲戒処分 減給 1/10	1か月
福祉部 部長級	（50歳代）	懲戒処分 減給 1/10	1か月

5. 町長の責任

町職員全体を指揮監督する者として責任を重く受け止め自戒による措置。
給料月額の4/10を1か月減給（令和7年7月10日臨時議会にて条例可決）

6. 今後の対応等

本事案につきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今回の交付金申請の誤りに関しては、一個人の問題ではなく、組織的なチェック体制が不十分であることや、組織全体でミスを防止するという意識が十分でなかったことなどが原因であったととらえています。

今後は、組織全体で事務処理の適正化を徹底し、再発防止に向けた取組をしてまいります。

問い合わせ先（052-444-2711）

事業に関する事	民生課	（内線 102）
	企画政策課	（内線 138）
職員の処分に関する事	総務課	（内線 135）